

プレミアの

故障保証

なら

お客さま

にも

うれしい



三ツ星

があります！



＼他にも！／
うれしい
ポイント



Point.1

万が一の時は、
コールセンターに



する
だけ！

故障の際には、修理前にプレミアの保証事務局に連絡するだけ。
面倒な手続きは必要ありません。



—— プレミアなら! ——

万が一の時の**修理費が0円で安心!**
せっかくおトクに手に入れた中古車だ
からおトクに維持しましょう。



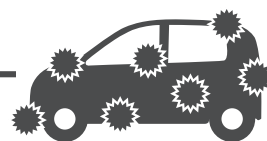
—— プレミアなら! ——

最短半年から10年の保証で、安心が
ずっと続く! ご予算に合わせてお好き
なプランをお選びいただけます。



—— プレミアなら! ——

保証範囲が**最大435箇所!** エンジン、
ブレーキ、エアコンや自動運転機能の
故障にも安心の対応です。



Point.2

15年経過 未満

15万km以下

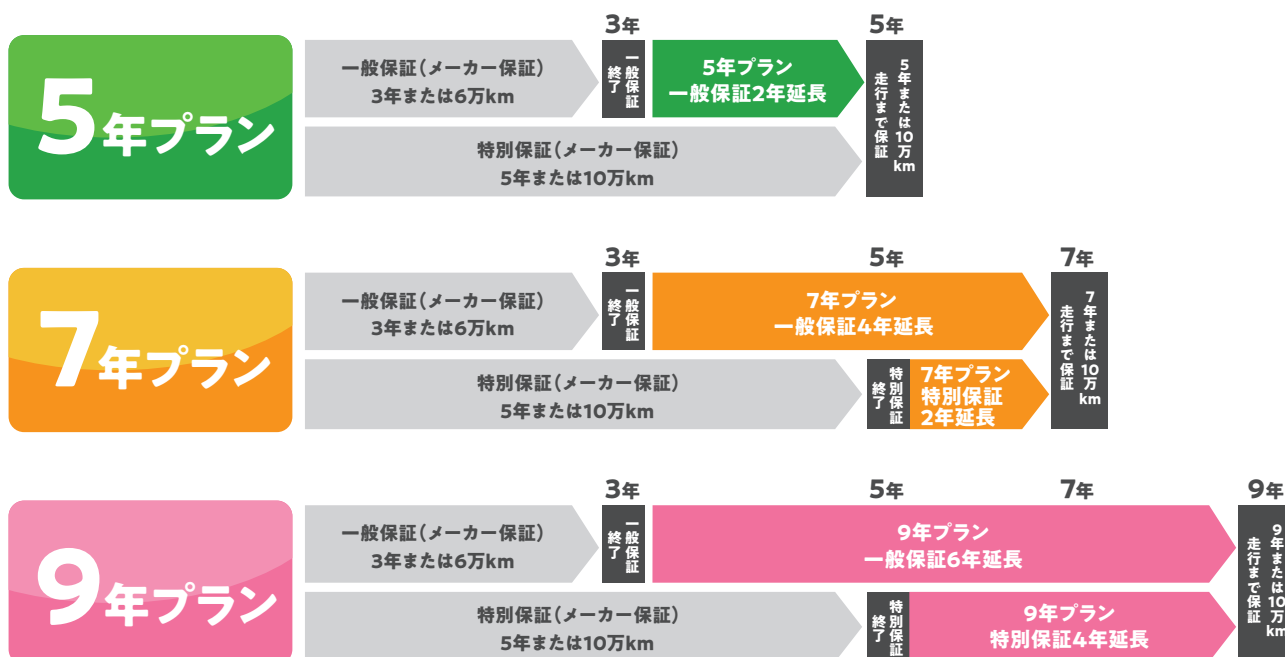
**まで
加入可能!**

経過年数や走行距離が増えている車でも大丈夫。15年経過未満15万km以下まで
加入いただけるので安心です。※プラン条件あり

プランを自由に選べます!

新車 なら、最長9年まで 保証が延長できる!

3年または6万kmでメーカー保証の対象から外れる保証範囲を3年経過後もサポート!万が一のトラブル時に、予想外の修理費を0円に抑えられます。



※加入可能期間は初年度登録日から3年経過未満(35ヶ月経過以下)までです。※メーカー保証継承の実施がご加入の条件となります。※3ヶ年経過前に6万kmへ達した場合は、10万kmまでの間、繰り上がり保証いたします。

保証範囲

下記8機構をメーカー保証範囲に準ずる形で保証します。



エンジン機構



トランスミッション機構



ブレーキ機構



ステアリング機構



サスペンション機構



乗員保護/SRS機構



エアコン機構



装備品

プレミアの **故障保証** ご利用に際してのご注意事項



1か月以内の故障は、**当社の免責期間**となります。

- * 保証開始日より **1か月以内に** 発生した故障は、販売店様ご負担での修理実施をお願いします。
- * 新車延長保証プランの場合は、メーカー保証期間中が当社免責期間となります。



修理後の保証申請は、**お支払いできません**。

- * 保証修理の際は、必ず当社に事前のご連絡をお願いします。



修理時には、**リサイクル、リビルト部品を優先**します。

- * 部品は原則当社より支給いたします。



見積費用、代車費用、レンタカー費用等はお支払いできません。

- * 修理に要する部品代・工賃以外の費用は保証されません。(故障診断料、廃棄費用等も適用外)



ご利用にはご契約、修理には認証・指定工場資格が必要です。

保証の適用とならない主な事例・部品(※代表例)

※詳しくは、販売規約もご確認ください。

適用とならない主な不具合の事例(※代表例)
■経年劣化、見た目(外観上)の問題 錆(サビ)、浮き、剥げ、めくれ、外れ、曲がり、ひび割れ等 例1) ドライブシャフトブーツがひび割れている 例2) マフラーが錆で腐食
■外傷が原因による故障 例3) 下廻りをぶつけて、触媒内部が破損 例4) ドアミラーが格納しないが、ぶつけた形跡がある
■症状がまれにしか起きない、工場入庫時に確認できない 例5) エンストしたことがあったが原因不明
■外観上のみの問題で走行には支障がない 異音、オイル漏れ、車高が低い等 例6) ダンパーから継続検査上(車検)問題のない程度のオイルのにじみ・漏れがある 例7) P/Wはスムーズに動くが、ギーといった音がする
■部品が対象でない 保証部品一覧に記載のない部品(パンフレット、販売規約に記載) 例8) ヘッドライトレンズが曇る 例9) 社外のオーディオから音がでない
■運転の仕方、感覚的なもの 例10) 燃費が悪い、パワーがでない
■調整や点検等、部品交換を伴わないもの 例11) タイヤが片減りする、アライメント調整
■修理以外の費用 点検診断料、見積費用、診断機使用料、レッカー費用、営業損失、代車費用、廃棄物料等
■予防整備の類 例12) ショックアブソーバーが1本壊れ、他の正常な3本も同時に交換 例13) 原因の部品が断定できないため、関連する部品を全て交換

項 目	適用とならない主な部品(※代表例)
社外部品の類	・生産時に装着されていない全ての 社外部品 (オーディオ、ナビゲーションシステム、バックカメラ、ETCに限りディーラーオプション品も純正部品扱いとして適用)
消耗品の類	・エンジンオイル、冷却水等の消耗油脂類 ・タイヤ、ホイール ・ バッテリー ・オイルフィルター、エアクリナー等のフィルター類 ・ ブレーキパッド、ライニング、ローター、ドラム等 ・ スパークプラグ等 ・ファンベルト、パワステベルト等の補機 ベルト 類 (タイミングベルトはメーカー指定定期交換内の不具合であれば適用) ・ワイパーゴム等 ・キーレスキーの電池等 ・ヘッドライト、電球、バルブ等(HIDランプは適用)
配線の類	・配線、カプラー、ヒューズ等
内装部品の類 (機械的な作動部品でないため、また故障の要因が操作上のミスや、人為的な原因要素、経年劣化の要素が大きいため、保証の適用部品から除外しています。)	・ホーンパッド、ハンドル、シフトノブ等 ・ベンチレーテッドグリル(エアコンの噴出し口)等 ・ ウェザーstripp、ガラスランパー、サンルーフウェザーstripp等のゴムシール類 ・スライドドアレール、スライドドアローラー等 ・インナーハンドル、ノブ等 ・シート、シートレール等 ・インストゥルメントパネル、メーターパネル等の 内装パネル類 ・グローブボックス、ドア内張り、ポケット等の内装パネル類
外装部品の類 (機械的な作動部品でないため、また故障の要因が接触や外的要因、人為的な原因要素、経年劣化の要素が大きいため、保証の適用部品から除外しています。)	・ガラス、サンルーフガラス等のガラス類 ・バンパー、ボンネット、フェンダー等の外板パネル類 ・ ヘッドライトレンズ、テールレンズ等のレンズ類 ・ドアモール等のモール類 ・アウターハンドル等 ・キーシリンダー等の シリンダー類 (イグニッションスイッチは適用) ・ドアヒンジ、ドアリンク等 ・ バックドアダンパー、ボンネットダンパー等 ・ドアミラーガラス、ワイパーアーム等
※その他、保証一覧に記載のない部品	

プレミアは

実績・体制が 評価されているから 選ばれる！

信頼の実績！

プレミアは、

皆様からのたくさんの信頼によって選ばれています。

契約
実績

ワランティ提携社数
18,500社以上！

累計ワランティ契約台数
550,000台以上！

2019年3月実績

多数の大型提携 運営実績

大手広告媒体企業様、大手カー用品販売事業主様、大手ディーラー運営事業主様など、多くの大型提携商品の運営実績に裏付けされた、高品質な対応サービスを提供します。

お問合せ・お申込み・保証修理の受付は

プレミアワランティサービス株式会社

プレミアの故障保証事務局

〒150-0031
東京都渋谷区桜丘町18-6 日本会館5階

E-Mail

warranty@premium-group.co.jp

TEL

03-5114-5739

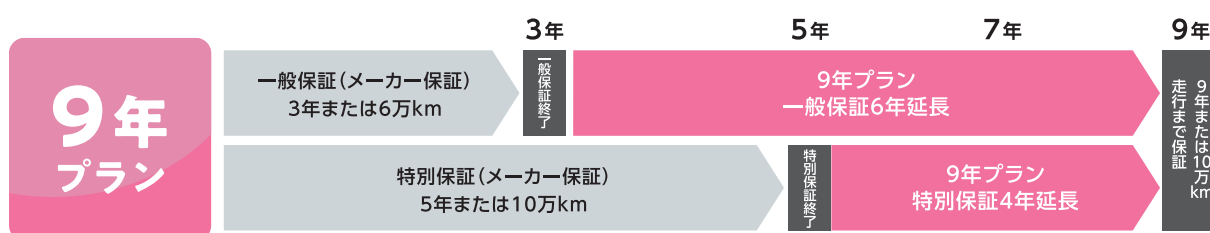
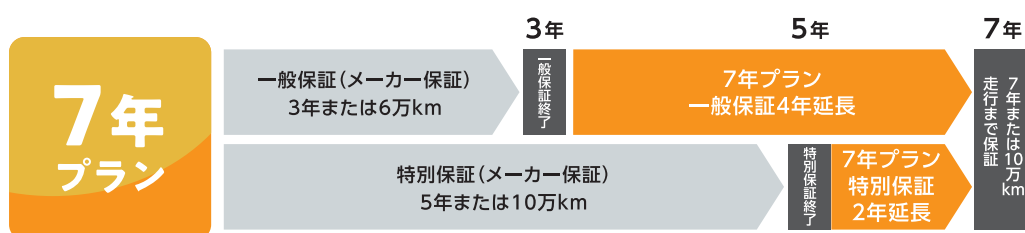
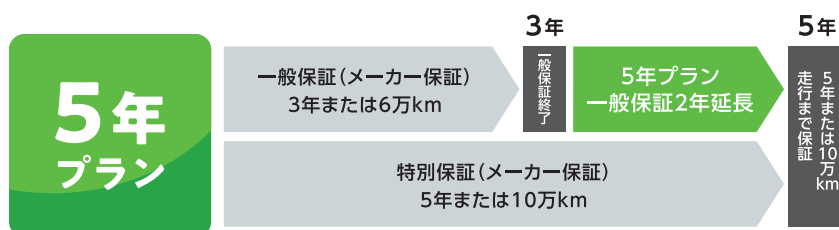
FAX

03-5114-6233

【営業時間】10:00~18:00(年末年始除く、全日営業)

新車延長保証プラン

※1:新車(新古車/登録済未使用車) ※加入可能期間は初年度登録日から3年経過未満(35か月経過以下)(加入時走行距離は、6万km以下)までとなります。 ※メーカー保証継承の実施がご加入の条件となります。



※3年経過前に6万kmへ達した場合は、10万kmまでの間、繰り上がり保証いたします。

保証範囲

右記8機構をメーカー保証範囲に準ずる形で保証します。



エンジン機構



トランスミッション機構



ブレーキ機構



ステアリング機構



サスペンション機構



乗員保護/SRS機構



エアコン機構



装備品

4 ご注意事項

プレミアの故障保証ご利用に際しての **主なご注意事項**

- ！ 1か月以内の故障は、当社の免責期間となります。**
 * 保証開始日より**1か月以内**に発生した故障は、販売店様ご負担での修理実施をお願いします。
 * 新車延長保証プランの場合は、メーカー保証期間中が当社免責期間となります。
- ！ 修理後の保証申請は、お支払いできません。**
 * 保証修理の際は、**必ず当社に事前のご連絡**をお願いします。
- ！ 修理時には、リサイクル、リビルト部品を使用します。**
 * 部品は原則当社より支給いたします。
- ！ 見積費用、代車費用、レンタカー費用等はお支払いできません。**
 * 修理に要する部品代・工賃以外の費用は保証されません。(故障診断料、廃棄費用等も適用外)
- ！ ご利用にはご契約、修理には認証・指定工場資格が必要です。**

保証の適用とならない主な事例・部品 (※代表例)

※詳しくは、特別規約もご確認ください。

適用とならない、主な不具合の事例(※代表例)	項 目	適用とならない主な部品 (※代表例)
■経年劣化、見た目(外観上)の問題 錆(サビ)、浮き、剥げ、めくれ、外れ、曲がり、ひび割れ等 例1) ドライブシャフトブーツがひび割れている 例2) マフラーが錆で腐食	社外部品の類	・生産時に装着されていない全ての 社外部品 (オーディオ、ナビゲーションシステム、バックカメラ、ETCに限りディーラーオプション品も純正部品扱いとして適用)
■外傷が原因による故障 例3) 下廻りをぶつけて、触媒内部が破損 例4) ドアミラーが格納しないが、ぶつけた形跡がある	消耗品の類	・エンジンオイル、冷却水等の消耗油脂類 ・タイヤ、ホイール ・ バッテリー ・オイルフィルター、エアクリナー等のフィルター類 ・ ブレーキパッド、ライニング、ローター、ドラム等 ・ スパークプラグ等 ・ファンベルト、パワステベルト等の補機 ベルト 類 (タイミングベルトはメーカー指定定期交換内の不具合であれば適用) ・ワイパーゴム等 ・キーレスキーの電池等 ・ヘッドライト、電球、バルブ等(HIDランプは適用)
■症状がまれにしか起きない、工場入庫時に確認できない 例5) エンストしたことがあったが原因不明	配線の類	・配線、カプラー、ヒューズ等
■外観上のみの問題で走行には支障がない 異音、オイル漏れ、車高が低い等 例6) ダンパーから継続検査上(車検)問題のない程度のオイルのにじみ・漏れがある 例7) P/Wはスムーズに動くが、ギアといった音がする	内装部品の類 (機械的な作動部品でないため、また故障の要因が操作上のミスや、人為的な原因要素、経年劣化の要素が大きいため、保証の適用部品から除外しています。)	・ホーンパッド、ハンドル、シフトノブ等 ・ベンチレーテッドグリル(エアコンの噴出し口)等 ・ ウェザーストリップ サンルーフウェザーストリップ等の ゴムシール類 ・スライドドアレール、スライドドアローラー等 ・インナーハンドル、ノブ等 ・シート、シートレール等 ・インストルメントパネル、メーターパネル等の 内装パネル類 ・グローブボックス、ドア内張り、ポケット等の内装パネル類
■部品が対象でない (保証部品一覧に記載のない部品(パンフレット、販売規約に記載)) 例8) ヘッドライトレンズが曇る 例9) 社外のオーディオから音がでない	外装部品の類 (機械的な作動部品でないため、また故障の要因が接触や外的要因、人為的な原因要素、経年劣化の要素が大きいため、保証の適用部品から除外しています。)	・ガラス、サンルーフガラス等のガラス類 ・バンパー、ボンネット、フェンダー等の外板パネル類 ・ ヘッドライトレンズ 、テールレンズ等の レンズ類 ・ドアモール等のモール類 ・アウターハンドル等 ・キーシリンダー等の シリンダー類 (イグニッションスイッチは適用) ・ドアヒンジ、ドアリンク等 ・ バックドアダンパー 、ボンネットダンパー等 ・ドアミラーガラス、ワイパーアーム等
■運転の仕方、感覚的なもの 例10) 燃費が悪い、パワーがでない	※その他、保証一覧に記載のない部品	
■調整や点検等、部品交換を伴わないもの 例11) タイヤが片減りする、アライメント調整		
■修理以外の費用 点検診断料、見積費用、診断機使用料、レッカー費用、営業損失、代車費用、廃棄物料等		
■予防整備の類 例12) ショックアブソーバーが1本壊れ、他の正常な3本も同時に交換 例13) 原因の部品が断定できないため、関連する部品を全て交換		

車両の購入者（以下「甲」という）は、自身が車両を購入した販売会社（以下「乙」という）及びプレミアワランティサービス株式会社（以下「丙」という）が提供する自動車保証制度“プレミアの故障保証”（以下「本保証」という）について、次の事項を確認する。

第1条（保証を求め得る条件）

1. 甲は、本保証の適用対象である車両（以下「対象車両」という）に不具合が発生した場合であって、かかる不具合が、契約内容に応じた第16条に掲げる「保証対象機構一覧」に該当する部品が主原因として生じたものであるときには、第4条に定める保証期間内に限り、丙に当該不具合の修理を求めることができるものとする。**ただし、自動車の製造会社（以下「自動車メーカー」という）により保証提供がなされる期間に発生または認知された不具合については、甲は、自動車メーカーに対して保証履行を直接求めるものとし、丙は、当該不具合について一切の責任を負わないものとする。また、対象車両の引渡し段階において既に発生、認知されていた不具合に関しては、甲は、乙に対し当該不具合の修理を求めるものとし、本保証の適用範囲に該当する不具合であっても丙に対して当該不具合の修理を求めることができないものとし、丙は、当該不具合について一切の責任を負わないものとする。**
2. 乙及び丙は、本商品が乙丙が相互に協力の上で甲に提供するものであることに鑑み、本商品に基づく債務を連帯して負担するものとする。ただし、甲は、丙が乙を代理して、本保証に係る連絡受付業務を行うことを了承し、原則として丙に連絡を行うものとする。

第2条（保証実施の流れ）

1. 甲が本保証の適用により車両不具合の修理を求めるときには、甲は、丙の事前の承認を得るものとし、丙が指定する整備・修理工場に車両を引き渡さなければならないものとする。尚、不具合の修理に直接的関連がない費用、車両を使用できないことにより発生する甲の損失等は、丙は、一切負担しないものとする。**本保証の適用とならない主な費用例）点検費用・調整費用・清掃費用、故障診断費用、廃棄物処理費用、代車費用、レンタカー費用、レッカー費用、交通費、営業損失補填等**
2. 甲が丙に事前の承認を得ずに、修理の発注や部品の手配、整備工場への修理作業の着手指示等を行った場合は、本保証の適用修理に該当する費用であったとしても本保証の適用はないものとし、丙は、かかる金銭の負担も一切しないものとする。

第3条（変更の届出）

甲は、本保証に関する保証書の受領後に、当該保証書の記載事項（住所、連絡先等）に変更が生じたときには、遅滞なく丙に届け出なければならないものとする。

第4条（保証期間と保証修理費、走行距離の上限）

1. 保証期間は、自動車メーカーの提供する保証の開始日を起算日とし、契約内容に応じた年数をもって終了するものとする。
例）5年プランの場合において、車検証に記載の登録年月日が2019年9月1日の場合、保証期間は、2024年8月31日まで。
2. 保証期間内における**累積での総走行距離は100,000kmを上限**とし、保証修理を受ける際に丙が指定する**整備工場へ車両を引き渡しした段階での走行距離数をもとに確認**するものとする。
3. 保証期限内に、累積での総走行距離が上限値（100,000km）へ達した時点で、以降の契約年数にかかわらず本保証契約は満了となるものとする。
4. 保証期間内における累積での保証適用上限費用に制限はないものとするが、本保証の適用対象となった1事象に対する不具合の修理費用が、修理時の対象車両の時価額を超える場合、当該時価額を超える部分については本保証の適用はなく、甲が負担するものとする。尚、その際の対象車両の時価額の算出には、新車時車両本体価格に初度登録年からの経過満年数を除いた額に、3を乗じた額を用いるものとする。
例）新車時車両本体価格が200万円の対象車両で、4年が経過した時点で車両時価額は、200万円÷4年×3＝150万円。

第5条（属人性）

1. 甲は、本保証契約に基づく契約上の地位及び本保証により保証を受ける権利（以下「受益権」という）を、第三者に移転してはならないものとする。
2. 受益権を有する者が、対象車両の使用者又は所有者のいずれにも該当しないこととなったときには、受益権は自動的に消滅するものとする。

第6条（身分証明書等の呈示）

甲が本保証の適用により対象車両の修理を求めたときには、丙は、甲に対し、身分証明書及び車検証、点検整備記録簿の呈示を求めることができるものとし、甲がこれに応じないときには、丙は対象車両の修理を拒むことができるものとする。

第7条（本保証適用除外事由）

- 次の各号のいずれかに該当する現象又は不具合については、本保証の適用はないものとする。
- ア・経時変化により発生する現象。…塗装面、メッキ面、内装部品、樹脂部品等の自然退色、劣化、腐食、**錆、レンズ類の黄ばみ、曇り**、車高の変化や傾き等。
 - イ・**機能上又は走行上影響しない現象。…車検上問題の無い程度の異音、振動、オイルのにじみ漏れ、臭い等。**
 - ウ・外観上の現象。…浮き、剥げ、めくれ、外れ、曲がり、ひび割れ等。
 - エ・運転の仕方起因する現象、又は故障か否かの判断基準に乏しい現象。…**オイル消費が多い、燃費が悪い、パワー不足、動きが硬い又は渋い、タイヤの片減りやアライメントの狂い・調整**、車体不安定等。
 - オ・法定速度、法定積載量又は法定乗車定員を超過しての車両使用時の不具合。
 - カ・**工場入庫時に不具合の確認が取れない現象**（現象の発生が希であり、故障箇所の断定ができない場合）。
 - キ・通常の注意で発見し、処置できたにもかかわらず、放置したことにより拡大した不具合。
 - ク・日本国外で使用された車両に生じた現象又は不具合。
 - ケ・改造部品が取り付けられていた場合における当該改造部品の不具合。
 - コ・乙より車両を引き渡された時点において、既に発生していた不具合。
2. 次の各号のいずれかに該当する部品を主原因とする不具合については、本保証の適用はないものとする。
- ア・第16条「保証対象機構」に記載のない部品。
 - イ・車両の製造会社が当該車両に付設した部品以外の部品（**社外部品、純正流用品等**）。
 - ウ・コンプリートカー、ディーラー特別装備車両等の変更部品。
 - エ・改造部品、及びその改造部品が関わる機構すべて。
3. 次の各号のいずれかに起因する不具合については、本保証の適用はないものとする。
- ア・日常点検整備（高速走行時前点検含む）又は法令で定められた定期点検整備若しくは点検整備記録簿に記載されている定期点検整備の未実施。
 - イ・点検整備の不備又は間違い。
 - ウ・点検作業中又は整備作業中の過失。
 - エ・車両の製造会社が指定する定期交換部品の指定通り交換の未実施（旧オーナーによるもの、成約以前のもの等を含む）。
 - オ・車高変更、エンジンチューンナップ等の改造。
 - カ・車両の製造会社が当該車両に付設するものとして指定した部品以外の部品の取り付け。
 - キ・レース、ラリー等の競技への車両の利用、林道等の悪路にて車両を常用した場合。
 - ク・外的要因による不具合（詰まり、損傷、破損、雨漏り、浸水等）。
 - ケ・乗車定員、積載量、法定速度、その他法令で定められた事項を守らなかったこと。
 - コ・いたづら、盗難等。
 - サ・地震、台風、水害等の天災。
 - シ・飛行機部品等の落下物による損傷。
 - ス・車両の製造会社が指定する油脂類、部品以外の使用。
 - セ・煤煙、薬品、鳥糞、飛び石、酸性雨、塩害等の外的要因。
 - ソ・**車両の修復（旧オーナーによるもの、成約以前のもの等を含む）。**
 - タ・**衝突や接触による損傷又は事故（旧オーナーによるもの、成約以前のもの等を含む）。**
 - チ・使用者の故意、又は過失によるもの。
4. 法令で定められた定期点検整備又は点検整備記録簿に記載されている定期点検整備が実施されていないときには、本保証は適用されないものとする。
5. 修理工場又は乙及び丙にて修理部品の用意ができない場合（部品生産終了且つ、リサイクル部品等の用意もできない場合）。

第8条（本保証契約の解除）

1. 丙が下記各号のいずれかに該当する事実を認めた場合に、丙は、甲との間の本保証契約を即座に解除することができるものとし、本保証の適用は一切ないものとする。
また丙は、いかなる事由であっても本保証料の中途解約に伴う保証料の返還、その他一切の金銭の支払いを行わないものとする。
- ア・甲が本保証を悪用したと丙が認めたとき。
- イ・本保証加入後に、第9条第2項「改造車両の定義」に掲げる改造車両となった場合。
- ウ・本保証加入後に、第10条第2項「修復歴車両の定義」に掲げる修復車両となった場合。

※大変恐れ入りますが、コピーの上ご利用ください。

エ・本保証加入後に、車両の用途登録が事業用途へ変更された場合。

オ・本保証加入後に、甲が乙の従業員、あるいは代表者、および代表者と2親等以内の親族関係にあったことが発覚した場合。

カ・本保証の契約者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業であった場合、またはその他前述事項に準ずる者であったことが発覚した場合。

キ・甲が第5条第1項に反して受益権を第三者に移転した場合、その他甲が本規約に違反した場合。

2. 甲は前項に定める場合を除き、**本保証契約を解除することはできない**ものとする。

第9条(改造車両)

1. 甲は、本条第2項に定義する「改造車両」に該当する車両の保証申込はできないものとする。

2. 改造車両の定義は、以下のいずれかに当たる車両とする。

ア・燃料コントローラー・加給圧(ブースト)コントローラー・インタークーラー・インジェクター・ウエストゲートバルブ・タービン・スーパーチャージャー・キャブレター・カムシャフト・カムシャフトプリー・コンピューター・ロールバー・エアサスペンション・エアサスペンションコントローラーが車両製造会社の付設部品以外への交換・付設、又は交換・付設が確認された車両。

イ・ハイドロリクスサスペンション・ハイルーフ・ボディーリフトアップ・シフト変更・エンジンボアアップの加工、又は加工歴が確認された車両。

ウ・違法な改造が施された車両。

エ・車検証上に「改」表記がある車両。

第10条(修復歴車両)

1. 甲は、本条第2項に定義する「修復歴車両」に該当する車両の保証申込はできないものとする。

2. 修復歴車両の定義は、以下のとおりとする。

車両の基本骨格部位(フレーム(サイドメンバー)/クロスメンバー/フロントインサイドパネル/ピラー(フロント、センター及びリア)/ダッシュパネル/ルーフパネル/フロアパネル/トランクフロアパネル/ラジエータコアサポート(交換))を修正及び交換することにより復元された履歴があるもの。

第11条(保証適用の判定と範囲)

1. 保証適用の判定には、当該不具合を発生させている主原因の部品が、契約内容に応じた「保証対象機構」の内容に適合するか否かを基に判定するものとする。

2. 不具合が発生した部品が多数ある場合において、当該不具合が一連のものであると判断されるときには、当該部品の中に第16条「保証対象機構」に記載された部品があるときといえども、主原因の部品が契約内容に応じた「保証対象機構」に記載の部品ではないときには、本保証の適用はないものとし、「保証対象機構」に記載の部品についても本保証の適用はないものとする。

3. 保証の適用範囲は、不具合が発生している主原因部品の部品費用、及び交換に要する交換工賃のみとする。

4. 不具合が発生した主原因部品が保証適用となった際において、不具合は発生していないが**関連して交換が推奨される部品の類については保証の適用はないものとし、保証の適用範囲は不具合が発生していると断定される部品のみの適用**とする。

例) 1箇所のショックアブソーバーより不具合が発生しており、その他の部位に不具合の発生はないが、同時に他の3本の同時交換が整備工場より推奨された場合等では、判定時点において不具合のない他の3本は保証の適用外となる。

第12条(部品の交換)

1. 本保証の適用により車両を修理する場合において、部品の交換を行うときに丙は、新品の部品を用いることを要しないものとし、2次使用を目的として流通される**リサイクル(中古)部品を用いて保証修理を行う**ものとする。またリサイクル部品の手配ができない場合においては、再生部品(リビルト、リンク等と呼ばれる部品等)や、優良部品、社外新品部品等を用いることとし、修理に必要な部品は、原則丙が供給するものとする。

2. 本保証の適用により車両を修理する場合において、油脂類、部品等の交換が必要となったとき、甲は油脂類、部品等のグレード、種類、製造会社等を指定することはできないものとする。

3. 本保証の適用により車両を修理する場合において、甲が、交換に用いるための部品を提供したときといえども、丙は、当該部品の代金を支払わないこととする。

4. 本保証の適用により部品の交換を行った場合、故障部品については丙により回収をすることができるものとする。

第13条(本規約の変更)

1. 乙及び丙は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、丙のホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で甲に周知した上で、本規約を変更することができるものとする。

ア・変更の内容が甲の一般の利益に適合する場合。

イ・変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものである場合。

2. 乙及び丙は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を丙のホームページにおいて公表する方法又は乙若しくは丙から甲に通知する方法(必要があるときにはその他相当な方法を含む)により甲に周知した上で、本規約を変更することができるものとする。この場合、当該周知の後に甲が本保証の適用により車両不具合の修理を求めることにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとする。

第14条(個人情報の取扱い)

1. 甲は、丙が、氏名、性別、生年月日、年齢、職業、メールアドレス、住所、電話番号・その他の車両に関する情報、その他本保証書の表面に記載され、又は本保証契約の交渉若しくは履行の過程において知り得た甲に関する個人情報(以下「個人情報」という)を次の各号の目的に利用することに同意する。

ア・本保証にかかる各種案内の提供。

イ・本保証契約の契約内容、契約者情報の記録、管理、保存。

ウ・車両の点検・整備・修理に関する業務及びこれらに付随する業務(車両状態の確認連絡)の遂行。

エ・車両の点検・整備・修理に関する各種案内の提供。

オ・甲との契約又は法令に基づく権利の行使や義務の履行。

カ・サービス向上を目的としたアンケート調査の実施。

キ・サービス向上を目的としたデータの集計とその結果の分析(※1)。(※1集計結果の統計情報のみの利用とし、個人を特定できるデータと関連づけは行わない。)

2. 甲は、次の各号に定める場合において、丙が個人情報を第三者に提供することに同意する。

ア・甲本人の同意がある場合(ウェブでの同意も含む)。

イ・統計的なデータ等、甲本人を識別できない状態に加工して利用する場合。

ウ・法令に基づき開示、提供を求められた場合。

エ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、甲の同意を得ることが困難である場合。

オ・国又は地方公共団体等が公的な事務を実施する上で、協力する必要がある場合であって、甲の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

カ・丙と守秘義務及び個人情報の取扱いに関する規定を含む業務委託契約を締結した業務委託会社(営業委託会社、営業提携会社、整備修理工場、ロードサービス提供会社等)に対し、第1項において甲に明示した利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いの一部又は全部を委託する場合。

3. 個人情報の取扱いに関する問い合わせ先は以下の通りとする。

プレミアワランティサービス株式会社 お客様相談室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 オークラプレステージタワー19階 電話番号:03-6842-3732

第15条(管轄裁判所)

本保証契約に関し、紛争が生じた場合、訴訟の必要があるときは、訴額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、調停の必要があるときは東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第16条(保証対象機構)

本保証の対象機構は下記のとおりとする。

・エンジン機構、トランスミッション機構、ブレーキ/ABS機構、ステアリング機構、サスペンション機構、乗員保護/SRS機構、エアコン機構、装備品

*製造メーカーの保証が適用される期間は、製造メーカーの保証をご利用ください。

*いかなる事由であっても、**中途解約に伴う返戻金はございません。**

*保証期限内における累積での総走行距離の制限は、**ご契約年数にかかわらず100,000kmまで**となります。(100,000kmへ達した時点で保証満了となります。)

*保証修理の際には、修理着手や部品の手配前に、**必ず当社の事前承認が必要となります。**

*保証修理の適用となる部品は、**新車製造時から装着される純正部品のみ**となります。

*保証対象部品であっても、本規約記載の特別規約第7条「本保証適用除外事由」に該当、起因する故障は保証修理の適用外となります。

※大変恐れ入りますが、コピーの上ご利用ください。